

窓口キャッシュレス化事業
公募型プロポーザル実施要綱

三種町
令和6年6月

【目 次】

1. 業務の概要

1.1 業務名	2
1.2 目的	2
1.3 業務内容	2
1.4 委託期間	2
1.5 提案上限額	2

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格	3
2.2 スケジュール	4
2.3 質疑及び回答	4
2.4 参加表明書などの提出	4
2.5 企画提案書などの提出	5
2.6 企画提案書などの作成	5
2.7 優先交渉者などの選定方法	7
2.8 契約	8
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項	8

問い合わせ及び各種書類の提出先	9
-----------------	---

1 業務の概要

1.1 業務名

窓口キャッシュレス化事業

1.2 目的

本事業は、三種町役場本庁、琴丘支所及び山本支所の窓口で交付する各種証明書等の発行手数料の収納に非接触型のキャッシュレス決済を取り入れることで、決済方法の選択肢を増やし、町民の利便性向上及び感染症の感染リスクの低減を目的とする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定する。

1.3 業務内容

「窓口キャッシュレス化事業仕様書」のとおり

1.4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

1.5 提案上限額

2,625,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）

- (1) 令和7年1月1日から令和7年3月31日までのランニングコストを含めて見積もること。
- (2) 本事業の見積りのほか、令和7年度から令和8年度までのランニングコストについて、1,584,000円（税込）を上限として別途見積もること。
- (3) 令和7年度以降の利用については、別途契約を締結する。

2 プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当しない者であること及び次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 当町における令和5年度・令和6年度物品等競争入札資格の認定（登録区分は問わない。）を受けている者、又は認定を有していない場合は、以下の書類（発行から3箇月以内）の提出ができる者
 - (ア) 登記簿事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
 - (イ) 財務諸表
 - (ウ) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税「その3の3」）（原本）
- (8) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。

- (ア) 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1 者を代表事業者に定め、当町への質疑や書類の提出等は代表事業者が行うこと。
- (イ) 構成事業者全てが、法人格を有していること。
- (ウ) 構成事業者全てが、上記（１）～（６）の参加資格を満たしていること。

2.2 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 公告（実施要綱等の公表） | 令和6年6月 3日（月） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年6月13日（木） |
| (3) 質問に対する最終回答 | 令和6年6月14日（金） |
| (4) 参加表明書等提出期限 | 令和6年6月21日（金） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和6年7月 8日（月） |
| (6) 参加要件確認通知 | 令和6年7月10日（水） |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年8月 5日（月） |
| (8) 最終審査結果の通知 | 令和6年8月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和6年8月下旬 |

2.3 質疑及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和6年6月13日（木）17時
 - (イ) 提出書類 **【様式5】質問書**
 - (ウ) 提出方法 電子メール
- (2) 質疑への回答
 - (ア) 回答期限 令和6年6月14日（金）17時
 - (イ) 回答方法 質問者に対し電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容をホームページで公表

2.4 参加表明書などの提出

- (1) 提出期限 令和6年6月21日（金）17時 ※郵送の場合は必着
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (3) 提出書類
 - (ア) **【様式1】公募型プロポーザル参加表明書**
 - (イ) **【様式2】構成事業者一覧表**
共同提案を行う場合は提出すること。
 - (ウ) **【様式3】宣誓書**
共同提案を行う場合は、全ての構成事業者のものを提出すること。

(エ) 2. 1の参加資格に記された書類

三種町における令和5年度・令和6年度物品等競争入札資格の認定(登録区分は問わない。)を受けている場合は不要。

共同提案における代表事業者が認定を受けていない場合は、代表事業者のものを提出すること(他の構成事業者のものは提出不要。)

- (4) 参加辞退 参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に連絡の上、辞退届(任意様式)を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.5 企画提案書などの提出

- (1) 提出期限 令和6年7月8日(月)17時 ※郵送の場合は必着
(2) 提出方法 持参又は郵送、併せて電子メール
(3) 提出書類・部数
(ア) 【任意様式】企画提案書 10部(正本1部、副本9部)
(イ) 【任意様式】見積書及び見積明細書 1部
(ウ) 【任意様式】見積書及び見積明細書(R7・R8) 1部
(エ) 【様式4】決済手数料率内訳書 1部

2.6 企画提案書などの作成

- (1) 企画提案書の作成

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数は表紙や目次を除き、20枚以内とすること。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4版(一部A3版資料折込使用可)とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	基本方針	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取組み方針について記載すること。
2	実施体制	以下について記載すること。 ・プロジェクト責任者の経歴及びスキル ・プロジェクト体制 ・プロジェクト運営管理方法
3	スケジュール	以下について記載すること。 ・工程計画 ・作業範囲の明確化
4	実績	開発及び稼働実績について記載すること。
5	機器構成及びPOS	以下について記載すること。

	システム	・決済機器の構成、機能及び操作性 ・決済機器の通信方法 ・POSシステムの機能及び操作性 ・出力できる帳票（日計・月計等）、集計できるデータ項目 ・導入後の業務フロー
6	キャッシュレス決済	以下について記載すること。 ・導入可能決済ブランド ・収納金の入金方法及び入金サイクル ・決済手数料の支払方法 ・指定納付受託者
7	セキュリティ	セキュリティ対策及び不正アクセス対策について記載すること。
8	サポート・運用保守	以下の内容について記述すること。 ・サポート体制 ・障害発生時の対応 ・操作研修
9	独自提案	要件以外の提案、将来の拡張性に関する提案（キャッシュレス決済の対象の拡充、三種町役場全体のキャッシュレス化に関する展望等）があれば記載すること。

（２）見積書の作成

提案価格に係る見積書及び見積明細（内訳）書を作成すること。（任意様式）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積金額には消費税額及び地方消費税額を加算すること。

（ア） 本事業に係る見積書

構築に要する一切の費用及びシステム利用料その他ランニングコストを見積もること。ランニングコストは令和7年1月1日から令和7年3月31日までに発生が見込まれるものとし、決済手数料は含めずに見積もること。

（イ） 令和7年度及び8年度のランニングコストに係る見積書

令和7年4月1日から令和9年3月31日までシステム利用料その他ランニングコストについて、決済手数料は含めずに見積もること。

（３）決済手数料率内訳書の作成

対応可能な決済ブランドごとに決済手数料率を記載すること。（様式4）

2.7 優先交渉者などの選定方法

本プロポーザルは、町が設置する選定委員会の審査により、優先交渉者を選定する。

(1) 参加要件の確認

提出書類等を事務局で審査し、参加要件を確認する。

審査結果は令和6年7月10日（水）までに書面により通知する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施し、評価点を算出する。

(ア) 実施日 令和6年8月5日（月） 1者につき60分間（質疑含む。）

(イ) 実施方法 対面によるものとし、プレゼンテーションソフトの使用を認める（オンライン不可。）。

(ウ) 企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行うこと。

(エ) 当町が用意するプレゼンテーション用機器は、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルとする。使用は自由とし、他に必要なものについては参加者が用意すること。

(オ) 構成機器を使用したデモンストレーションを行うこと。通信環境が必要な場合は参加者が用意すること。

(カ) その他 詳細については、参加要件確認通知とともに通知する。

(3) 評価基準

審査の評価基準は審査基準表に定めるとおりとする。

合計得点が最も高い者を優先交渉者に選定し、次に得点が高い者を次点交渉者に選定する。

なお、同点の場合は、選定委員長が選定する。

<点数配分>

審査項目		
1	企画提案書・プレゼンテーション	80点
2	提案価格	15点
3	決済手数料率	5点

(4) 最終審査結果通知及び優先交渉者の公表

(ア) 結果通知

最終審査の結果は、プレゼンテーション審査の参加者全員に対し、令和6年8月上旬に書面により通知する。ただし、個々の評価に対する内訳は通知せず、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

(イ) 優先交渉者の公表

結果通知後に、優先交渉者名を町ホームページ上に掲載する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても審査を実施するものとし、審査の得点が60点以上であれば優先交渉者に選定する。

2.8 契約

(1) 契約の締結

優先交渉者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務に係る契約を締結する。

なお、本業務の全てを再委託することは一切認められない。ただし、必要により本業務の一部を再委託する場合は、企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割を明確に示すこと。

(2) 次点交渉者との交渉

優先交渉者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉者と本業務の契約について交渉を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格及び無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (エ) 優先交渉者選定終了までに、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (オ) 契約締結までに、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) その他の留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (ア) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (イ) 審査経過や結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (ウ) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (エ) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(オ) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

- オ.1 実施要綱等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募
- オ.2 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- オ.3 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- オ.4 その他実施要綱等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募

(カ) 本要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

【問い合わせ及び各種書類の提出先】

秋田県 三種町役場 企画政策課 情報統計係

〒018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8

☎ : 0185-85-4818

FAX : 0185-85-2178

E-mail : kikaku@town.mitane.akita.jp